

# 高齢者医療制度に関する Q&A (平成21年8月分)

※今後、逐次、加除修正を行う予定

## 【資格・給付関係】

(問1) 高額療養費特別支給金は課税の対象となるのか。

(答)

課税の対象とはならない。

(問2) 高額医療・高額介護合算制度の支給事務において、後期高齢者医療と介護保険に係る申請書を1枚にまとめ、市町村の後期高齢者医療担当窓口においていわゆるワンストップにより申請の受付を行うに当たり、当該申請書のあて先(申請先)は広域連合長(医療保険者)となるのか、市町村長(介護保険者)となるのか。

(答)

高額医療・高額介護合算制度における医療保険に係る高額介護合算療養費の支給申請と介護保険に係る高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請は、それぞれ別の保険者に対する別の給付に係る申請であることから、お尋ねの場合にあっては、申請書のあて先(申請先)は広域連合長及び市町村長の両方が記載されている必要がある。

(問3) 減額認定証に係る長期該当の認定について

平成21年8月13日に減額認定の申請を受け、発効期日平成21年8月1日、適用区分「低所得者Ⅱ」の減額認定証を交付した。(これまでに申請はなし。)

当該被保険者は、本申請時点において、過去1年間に世帯非課税(低Ⅱ該当となる)での入院が91日以上ある。

この場合、8月13日の申請時点に、併せて長期入院該当の申請を受け付け、「長期入院該当年月日」が「平成21年9月1日」の減額認定証を交付できるか。

(答)

交付できない。

なお、長期該当の認定に係る入院日数については、被保険者が低所得者Ⅱの区分に該当することについて限度額適用認定を受けている期間における入院日数を対象とすることとされており、お尋ねの場合にあっては、平成21年8月1日以降における入院日数が対象となる。(平成19年厚生労働省告示第395号「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」)